

平成28年経済センサス-活動調査(確報) 産業別集計【製造業】

調 査 の 概 要

1 調査の目的

「経済センサス-活動調査」は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得ることを目的とする。

2 調査の根拠

統計法(平成19年法律第53号)に基づく「基幹統計調査」として、経済センサス活動調査規則(平成23年総務省・経済産業省令第1号)によって実施された。

3 調査期日

平成28年6月1日

なお、調査事項のうち、売上(収入)金額、費用等の経理事項は、平成27年1年間の値を把握している。

4 調査の範囲

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く国内全ての事業所・企業について行った。

- (1) 大分類A-「農業, 林業」に属する個人経営の事業所
- (2) 大分類B-「漁業」に属する個人経営の事業所
- (3) 大分類N-「生活関連サービス業, 娯楽業」のうち、小分類792-「家事サービス業」に属する事業所
- (4) 大分類R-「サービス業(他に分類されないもの)」のうち、中分類96-「外国公務」に属する事業所

5 調査項目

＜製造業調査票＞

- ア 全産業共通事項(名称、所在地、主な事業の内容、従業者数、経営組織等)
- イ 人件費及び人材派遣会社への支払額
- ウ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額
- エ 有形固定資産
- オ リース契約による契約額及び支払額
- カ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額
- キ 製造品出荷額、在庫額等
- ク 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額
- ケ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
- コ 主要原材料名
- サ 工業用地及び工業用水
- シ 作業工程

6 調査の方法等

調査は、調査員による調査(以下「調査員調査」という。)と、総務省、経済産業省、都道府県及び市による調査(以下「直轄調査」という。)の2種類の方法により行った。

(1) 調査員調査

- ・ 調査対象 : 単独事業所(純粋持株会社、不動産投資法人及び資本金1億円以上の企業を除く)及び新設事業所
- ・ 調査系統 : 総務省及び経済産業省－都道府県－市区町村－統計調査員－調査事業所
- ・ 調査方法 : 調査員が事業所に調査票を配布し、インターネットによる回答又は記入済みの調査票を回収する方法により行った。

(2) 直轄調査

- ・ 調査対象 : 支所を有する企業及び単独事業所(純粋持株会社、不動産投資法人及び資本金1億円以上の企業)
- ・ 調査系統 : ア 市による調査
総務省及び経済産業省－都道府県－市－調査事業所
イ 都道府県による調査
総務省及び経済産業省－都道府県－調査事業所
ウ 総務省及び経済産業省による調査
総務省及び経済産業省－調査事業所
- ・ 調査方法 : 総務省、経済産業省、都道府県及び市が、民間事業者を活用し、企業の本社などに傘下の事業所の調査票を一括して郵送で配布し、インターネットによる回答又は記入済みの調査票を郵送回収する方法により行った。

利 用 上 の 注 意

1 はじめに

本表は、「平成28年経済センサス-活動調査」の調査結果(確報)において、製造業に格付けされた事業所のうち以下の全てに該当する事業所について、「産業別集計(製造業)」として名古屋市が独自に集計したものである。

- ・ 従業者4人以上の事業所であること
- ・ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・ 製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

このため、「産業横断的集計」として集計された製造業(産業大分類E-製造業)の結果とは集計対象が異なっており、数値は一致しない。

また、「個人経営調査票」で把握した事業所については、事業所数及び従業者数についてのみ計上し、その他の項目の集計からは除外している。

2 産業分類

- (1) 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。
- (2) 「中分類18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)」の別掲については、次のとおりである。

分類	製 造 品 名	分類	製 造 品 名
13	家具・装備品	325	がん具、運動用具
1521	プラスチック製版	326	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品
1695	写真フィルム(乾板を含む)	3271	漆器
2051	手袋	3282	畳
215	耐火物	3283	うちわ・扇子・ちょうちん
2179	と石	3284	ほうき、ブラシ
2199	模造真珠	3285	喫煙用具(貴金属・宝石製を除く)
2531	歯車	3289	洋傘・和傘・同部分品
2739	目盛りのついた三角定規	3289	魔法瓶
2741	注射筒	3292	看板、標識機
2744	義歯	3293	パレット
322	装身具・装飾品・ボタン・同関連品(貴金属・宝石製を除く)	3294	モデル、模型
3229	かつら	3295	工業用模型
3231	時計側	3296	レコード
324	楽器	3297	眼鏡

3 統計表の項目の説明

- (1) 事業所数は、平成28年6月1日現在の数値である。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

- (2) 従業者数は、平成28年6月1日現在の数値である。

従業者とは、当該事業所で働いている人をいい、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人(受入者)も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)、臨時雇用者は含めない。

なお、常用労働者とは、以下における有給役員、正社員・正職員、パート・アルバイト等及び出向・派遣受入者に分けられる。

- ① 個人事業主及び無給家族従業者とは、実際に事業所を経営している個人業主と、個人業主の家族で無報酬で常時就業している者をいう。
- ② 有給役員とは、法人の取締役、理事(常勤、非常勤は問わない。)などで役員報酬を得ている者をいう。
- ③ 常用雇用者とは、次のア、イに該当する者をいい、正社員・正職員、パート・アルバイト等に分けられる。

ア 事業所に常時雇用されている者

イ 期間を定めずに雇用されている者又は1か月以上の期間を定めて雇用されている者

- ④ 正社員・正職員とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員として処遇されている者をいう。
なお、取締役、理事などの役員のうち、常時勤務して一般職員と同じ給与規則によって給与の支払いを受けている者は、こちらに含まれる。
- ⑤ パート・アルバイト等とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員として処遇されている者以外で、例えば「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている者をいう。
- ⑥ 出向・派遣受入者とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(昭和60年法律第88号)における派遣労働者の受入者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている者をいう。
- ⑦ 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

- (3) 原材料、燃料、電力の使用額等は、平成27年1月から12月までの1年間における、次の①～⑥の合計をいう。

- ① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいう。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。
- ② 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいう。
- ③ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。
- ④ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。
- ⑤ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいう。
- ⑥ 転売した商品の仕入額とは、平成27年1年間において、実際に売り上げた転売品(他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの)に対応する仕入額をいう。

- (4) 製造品出荷額等は、平成27年1月から12月までの1年間における、次の①～③及びくず・廃物の出荷額の合計をいう。

- ① 製造品出荷額とは、当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他に支給して製造させたものを含む)を、平成27年中に当該事業所から出荷した場合の工場出荷金額をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの(当該事業所において最終製品として使用されたもの)

ウ 委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、平成27年中に返品されたものを除く)

- ② 加工賃収入額とは、平成27年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

- ③ その他収入額とは、上記①、②及びくず・廃物の出荷額以外の収入額をいう。

- (5) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額(従業員10人以上の事業所(一部を除く(*1)))は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

(*1) 原材料及び燃料の在庫額は従業員30人以上の事業所

- (6) 有形固定資産(従業員10人以上の事業所(一部を除く(*2)))は、平成27年1月から12月までの1年間ににおける数値であり、帳簿価額によっている。

- ① 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

ア 土地

イ 建物及び構築物(土木設備、建物附属設備を含む)

ウ 機械及び装置(附属設備を含む)

エ その他(船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等)

- ② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

- ③ 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

- ④ 減価償却額とは、減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいう。

- ⑤ 有形固定資産の投資総額

ア 有形固定資産年末現在高 = 年初現在高 + 取得額 - 除却額 - 減価償却額

イ 建設仮勘定の年間増減 = 増加額 - 減少額

ウ 投資総額 = 取得額 + 建設仮勘定の年間増減

(*2) 有形固定資産の内訳である、イ 建物及び構築物(土木設備、建物附属設備を含む)、ウ 機械及び装置(附属設備を含む)、エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等は従業員30人以上の事業所

- (7) リース契約による契約額及び支払額(従業員30人以上の事業所)

- ① リースとは、賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいう。なお、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となる。

- ② リース契約額とは、新規に契約したリースのうち、平成27年1月から12月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいう。
- ③ リース支払額とは、平成27年1月から12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいう。したがって、平成27年以前にリース契約した物件に対して、当年において支払われたリース料を含む。

(8) 生産額(従業者10人以上の事業所)は、下記算式により算出している。

$$\begin{aligned} \text{生産額} = & \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ & + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \end{aligned}$$

(9) 付加価値額(粗付加価値額)は、下記算式により算出している。

① 従業者30人以上

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} = & \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ & + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ & - (\text{消費税を除く内国消費税額}(*3) + \text{推計消費税額}) \\ & - \text{原材料、燃料、電力の使用額等} - \text{減価償却額} \end{aligned}$$

② 従業者29人以下

$$\begin{aligned} \text{粗付加価値額} = & \text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) \\ & - \text{原材料、燃料、電力の使用額等} \end{aligned}$$

(*3) 消費税を除く内国消費税額 = 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計

4 記号及び注記

各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「－」とした。また、調査をしていないもの(「工業統計調査」では調査し、「平成28年経済センサス-活動調査」では調査していないもの)は「…」とした。

「X」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に、該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。